

# 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 [登録番号 1-22] ●講習期間 / 2日間 (1日目9:00~16:30 2日目9:00~17:40 都合により変更する場合があります。)

事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。また、事業者は、労働安全衛生法施行令第六条第二十号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。

## 講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）実施分

表示例：**オ**左のマークのある講習日についてはオロシティーホールでの実施となります。（鹿児島市御本町 P31参照） **定員**

<b>オ</b>	講習日	令和3年5月13日(木)~5月14日(金)	70名
	受付日	令和3年4月12日(月)~4月16日(金)	
<b>オ</b>	講習日	令和3年7月15日(木)~7月16日(金)	70名
	受付日	令和3年6月14日(月)~6月18日(金)	
<b>オ</b>	講習日	令和3年8月19日(木)~8月20日(金)	70名
	受付日	令和3年7月12日(月)~7月16日(金)	
<b>オ</b>	講習日	令和3年9月9日(木)~9月10日(金)	70名
	受付日	令和3年8月2日(月)~8月6日(金)	
<b>オ</b>	講習日	令和3年12月9日(木)~12月10日(金)	70名
	受付日	令和3年11月8日(月)~11月12日(金)	
	講習日	令和4年1月27日(木)~1月28日(金)	70名
	受付日	令和3年12月20日(月)~12月24日(金)	
	講習日	令和4年2月24日(木)~2月25日(金)	70名
	受付日	令和4年1月24日(月)~1月28日(金)	
	講習日	令和4年3月17日(木)~3月18日(金)	70名
	受付日	令和4年2月14日(月)~2月18日(金)	

### 労働安全衛生法施行令第六条（抜粋）

- 十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業等を除く。）
- 二十 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業

### 労働安全衛生法施行令 別表第三

#### 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二関係）

一 第一類物質	13の2	コバルト及びその無機化合物	26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		
1	ジクロロベンジジン及びその塩	14	コールタール	27	パラ-ニトロクロロベンゼン	
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	15	酸化プロピレン	27の2	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）	15の2	三酸化二アンチモン	28	弗化水素	
4	オルト-トリジン及びその塩	16	シアン化カリウム	29	ペーター-プロピオラクトン	
5	ジアニジン及びその塩	17	シアン化水素	30	ベンゼン	
6	ベリリウム及びその化合物	18	シアン化ナトリウム	31	ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	
7	ベンゾトリクロリド	18の2	四塩化炭素	31の2	ホルムアルデヒド	
8	1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇.五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあっては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）	18の3	一・四-ジオキサン	32	マゼンタ	
二 第二類物質	18の4	一・二-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	19	三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン	33	マンガン及びその化合物
1	アクリルアミド	19の2	ジクロロプロパン	33の2	メチルイソブチルケトン	
2	アクリロニトリル	19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	34	沃化メチル	
3	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）	19の4	ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	34の2	溶接ヒューム	
3の2	インジウム化合物	19の5	一・一'-ジメチルヒドラジン	34の3	リフラクトリーセラミックファイバー	
3の3	エチルベンゼン	20	臭化メチル	35	硫化水素	
4	エチレンジミン	21	重クロム酸及びその塩	36	硫酸ジメチル	
5	エチレンオキシド	22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）	37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	
6	塩化ビニル	22の2	スチレン	三 第三類物質		
7	塩素	22の3	一・一・二・二-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	1	アンモニア	
8	オーラミン	22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）	2	一酸化炭素	
8の2	オルト-トルイジン	22の5	トリクロロエチレン	3	塩化水素	
9	オルト-フタロジニトリル	23	トリレンジイソシアネート	4	硝酸	
10	カドミウム及びその化合物	23の2	ナフタレン	5	二酸化硫黄	
11	クロム酸及びその塩	23の3	ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）	6	フェノール	
11の2	クロロホルム	24	ニッケルカルボニル	7	ホスゲン	
12	クロロメチルメチルエーテル	25	ニトログリコール	8	硫酸	
13	五酸化バナジウム			9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	

(2021年2月1日現在)

特別有機溶剤業務に係る作業にあっては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。特別有機溶剤とは、第二類物質のうち、エチルベンゼン、一・二-ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四-ジオキサン、一・二-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、四塩化アセチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンです。

※「溶接ヒューム」が特定化学物質（第2類物質）に加えられ、特定化学物質障害予防規則により規制されます。金属アーク溶接等作業では、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、必要な職務を行わせることが必要です。（令和4年3月31日まで経過措置あり。）また、特殊健康診断の実施その他健康障害防止措置が義務づけられています。

## 奄美実施分

(当協会大島支部（奄美市名瀬港町15-1 袖会館2F） TEL0997-53-5487）で受付

講習日	令和3年11月10日(水)~11月11日(木)	40名
受付日	令和3年10月4日(月)~10月8日(金)	

## 鹿屋市実施分

(当協会鹿屋支部（鹿屋市西原4-14-22 TEL0994-40-9055）で受付)

講習日	令和3年11月25日(木)~11月26日(金)	30名
受付日	令和3年10月18日(月)~10月20日(水)	

## 受講料・テキスト代

(税込み合計金額)

・ 会員事業所 ⇒ 13,080円  
・ 一般 ⇒ 14,080円

内訳 ・ 受講料 ⇒ 12,100円  
・ テキスト代 会員 ⇒ 980円  
一般 ⇒ 1,980円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

## 講習科目

- 学科 (1)健康障害及びその予防措置に関する知識（4時間）
- (2)作業環境の改善方法に関する知識（4時間）
- (3)保護具に関する知識（2時間）
- (4)関係法令（2時間）
- (5)学科修了試験（1時間）

## 受講対象者 満18歳以上の方

## 申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。（詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照）

## 修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。